

## 第1回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

### 1 第1回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

検討委員会での主な意見	対応	
計画策定の意義 について	①景観計画をまとめることが宣言になる。文京区の良い所はこういうところであり、これからどういう意図を持ってまちづくりをしていくのかを示せたらよい。	・「第1章 文京区の景観の特性」で文京区の景観の良い所（景観特性）について示しています。 ■ p.5~24
	②文京区が景観計画をつくるに当たっての根本的な目的は何か。	・「第2章 景観づくりの目標と基本方針」に目標及び基本方針を示します。 ■ p.25~35
	③景観計画の中に盛り込むべき考え方や哲学をしっかりさせる必要がある。	
	④景観計画をつくるに当たっては、表層的な景観の話の先にある公共性に対するメッセージや枠組みを計画の中で示すべきである。	・「はじめに（1）本計画における「景観」とは」において、（仮称）文京区景観計画では、景観をどのように捉えるかについて記述します。 ■ p.1
緑の位置付け方 について	⑤多くの場合、緑が重要である。緑の中でも元々ある緑だけでなく、これからつくられる緑も大切にしなくてはならない。個人的に育てている緑も大切にする方向で、やさしい計画ができる欲しい。	・「第1章 文京区の景観の特性」において、景観特性のひとつとして「緑」を位置付けています。 ■ p.5, 21~23 ・「第1章 文京区の景観の特性」の「活動」において、個人が育てている鉢植え等についても景観特性のひとつとして位置付けています。 ■ p.24
	⑥樹齢を重ねた地域のシンボルになるような樹木を資源として加えられないか。	・「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「基本方針7」において、緑に関する基本方針を示しています。 ■ p.27, 34 ・「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準（3）景観特性基準」において、景観特性基準のひとつとして「緑のまとまり」を位置付けています。 ■ p.39, 61~62

アクティビティについて	<p>⑦景観は生活、歴史、文化と一体化されて現れる。モノだけではなくコト、ヒトと分かち難い。単に建物や樹木がきれいかだけではなく、人の活動が見えるなどアクティビティがどのように行われているかという視点が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「はじめに（1）本計画における「景観」とは」において、（仮称）文京区景観計画では、景観をどのように捉えるかについて記述します。■ p.1</li> <li>「第2章 景観づくりの目標と基本方針（3）景観づくりの基本方針」において、「基本方針8 人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める」に反映しました。</li> </ul> <p>■ p.27, 35</p>
公共施設等の景観形成について	<p>⑧公共施設のあり方について、景観的な面を含めて、区として今後どう考えていくのかの視点も必要である。例えば小中学校の位置なども計画の中で捉えていくことが必要ではないか。</p> <p>⑨役所や学校など、公的な主体が一生懸命やる仕掛けという視点が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」の一般基準において、公共施設等の周辺における配慮事項を盛り込むことを示します。</li> </ul> <p>■ p.38</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第4章 公共施設における先導的な景観づくり」を加え、公共施設の整備に関する景観づくりの方針を定めること等を示し、内容については今後検討していくものとします。■ p.45</li> </ul>
	<p>⑩大きな敷地を持つ主体には何らかの貢献をしてもらうようにすることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」の一般基準において、大規模な建築物の建設等については、より積極的に景観への貢献を求めるための基準を定めることを示します。</li> </ul> <p>基準の内容については、今後検討していくものとします。■ p.38</p>
景観形成基準の考え方について	<p>⑪景観形成基準②（景観特性基準）をどうつくりていけば良いのか、その考え方を丁寧に示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」等において、基準が重複する場所においての考え方、景観特性基準の適用例の図（イメージ）、景観形成基準①～③の概念模式図、基準の対象となる場所についての考え方を示します。</li> </ul> <p>■ p.40, 42, 49～62</p>

高さについて	⑫景観は定性的な人の気持ちや見え方、目線の問題が重要視される。マスター・プラン的な視点とは違った景観から見た高さのあり方や見え方について、検討委員会の中でつくっていきたい。	・「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」の一般基準において、圧迫感を和らげるよう建物の色彩や意匠上の工夫等についての基準を検討することとします。なお、数値による高さの基準については、景観地区を都市計画に定め、その中に位置付けることになります。 ■ p.38
電線・電柱について	⑬電線は地中化しないといけない。電線をきれいにすれば相当眺めがよくなる。	・「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「基本方針5 ②」において、電線類の地中化の推進について示しています。 ■ p.32
屋外広告物の規制について	⑭違反公告物を行政が取り締まることによって、まち並みは相当変わってくると思う。	・区では、業者委託による違法広告物（はり紙、はり札、立看板）の除却清掃事業を年間22回ほどの頻度で行っており、毎年2万件程度の実績があります。引き続き、違法広告物がなくなるよう努めてまいります。
支援制度について	⑮建造物の指定等をする場合は何らかの支援制度を作る必要がある。	・今後の検討課題とします。
先行事例の把握について	⑯景観は定性的な視点で判断せざるを得ないというものではあるが、歴史的な価値など様々な項目について、ある程度数値化できるのではないかと考えている。こういった取組を行っている自治体が日本全国でないか参考にしたい。	・現在、地域の価値を数値化する研究等が行われてますが、景観計画の検討においては、数値化等の検証を実施することは考えておりません。
	⑰23 区の中でも既に景観計画が作られているところがある。既に先行している計画における基準などを提示していただくと、議論がしやすい。	・参考資料第1号「他区の景観計画について」を作成しました。
伝え方や表現の方法について	⑱もっと簡単な言い方で訴えた方が、区民は受け取りやすいし、理解しやすいのではないか。	・区民が理解しやすい表現を工夫します。また、図版やイラストなどを活用し、視覚的に理解しやすい工夫を行います。

区民意見の把握方法について	<p>⑯意見交換会の参加人数が34名とある。1地区当たり3名の参加という会もあり、文京区全体の意見を聞いたことになるのか。</p> <p>⑰区民の意見がなるべく景観に関与できる仕組みを、広報の仕方や集まり方を含めて考えるべきではないか。</p> <p>⑱景観の話は、議論を聞くだけでなく、議論を戦わせるぐらいの場所作りが必要であり、区とは違う専門性のある組織にその場所作りを任せて、忌憚なくお話をいただく場所を作るのが必要である。</p> <p>⑲ソーシャルメディアを用いた意見聴取をすることは出来るのか。</p> <p>⑳外国人の意見として、文京区の魅力や要望、ニーズを聴取できないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区報、ホームページへの掲載、区設揭示板や町会揭示板、地域活動センターなどへのポスターの掲示のほか、まち並みウォッチング参加者（35名）や文の京都市景観賞の応募者（21名）、町会長（155名）にも案内を送付するなど、周知に努めました。</li> </ul> <p>なお、周知は、外国人や障害者なども含めた全ての区民を対象に行っているため、対象を限定して意見聴取等を行うことは考えておりません。</p> <p>また、意見交換会（第2回）の開催に当たっては、文京区地域公益活動情報サイト「こらびっと文京」のツイッター（9月7日（ツイート時）現在のフォロワー数：1,369）や絶対高さ制限についての区民説明会でチラシを配布（参加者：193名）するなど、さらなる周知を図りました。</p> <p>参加者数については、決して多いものとは考えておりません。しかし、文京区の景観に関心がある方々から、様々なご意見が得られたと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会では、ワークショップ運営の経験があるコンサルタント事業者が進行役を務め、意見が言いやすい雰囲気づくりや進行に努めました。</li> <li>ツイッターを活用した区政情報の発信及び意見聴取の仕組み等については、現在、広報課で検討を進めております。</li> <li>平成20年に実施した文京区観光ビジョン策定に関する基礎調査において、来訪者アンケートを行っており、その調査結果として、区民及び来訪者の抱く文京区のイメージは「大学などの教育施設が多いまち」が多数を占めたことを踏まえ、「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」の一般基準において、公共施設等の周辺における配慮事項を盛り込むことを示します。</li> </ul> <p>■ p.38</p>
---------------	---	---

	<p>②文京区都市景観賞を 10 年程やっており、受賞物件だけでなく、最終候補となった物件なども含め、その蓄積をうまく活かせないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観創造賞の受賞物件については、今後、「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」において、景観に配慮・貢献した事例として掲載する方向で検討することとします。 また、ふるさと景観賞の受賞物件や最終候補物件の多くは、「坂道」「公園」「歴史的資産」などの景観特性及び神田川景観基本軸として位置付けています。 例：播磨坂（第3回ふるさと景観賞）、本郷給水所公苑（第6回景観創造賞最終候補）、吉祥寺山門（第9回ふるさと景観賞）、神田川水景色（第8回ふるさと景観賞）など ただし、過去4回にわたり、最終候補物件となっていたコミュニティ道路（千駄木小学校前通り）については、「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」の景観特性基準において、幹線道路のひとつとして、新たに位置付けます。 ■ p.39, 57~58</li> </ul>
--	--	--